

令和5年（ネ受）第10036号 請求異議上告受理申立て事件

（原審・知的財産高等裁判所令和4年（ネ）第10101号）

決 定

東京都新宿区新宿二丁目5番3号AMビル9階

申 立 人	株式会社リプロライフ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人
同	能 勢 章

静岡県富士市柳島100番地10

相 手 方	株式会社北里コーポレーション
同代表者代表取締役	井 上 太
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告受理申立書には、上告受理申立て理由の記載がなく、かつ、申立人が上告受理申立て通知書の送達を受けた令和5年10月10日から民事訴訟規則199条2項、194条所定の期間内に上告受理申立ての理由書を提出しなかったことが明らかである。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号、67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

令和5年12月8日

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

東 海 林



裁判官

今

井

弘

晃



裁判官

水

野

正

則



これは謄本である。

令和5年12月11日

知的財産高等裁判所第3部

裁判所書記官 坂 下 千香子

